

京都市人事委員会告示第2号

京都市職員任用規則の適用方針の一部を次のように改正する。

令和元年12月10日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

第2 1 (4の2) 中「身体障害者」を「障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者をいう。）」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局)